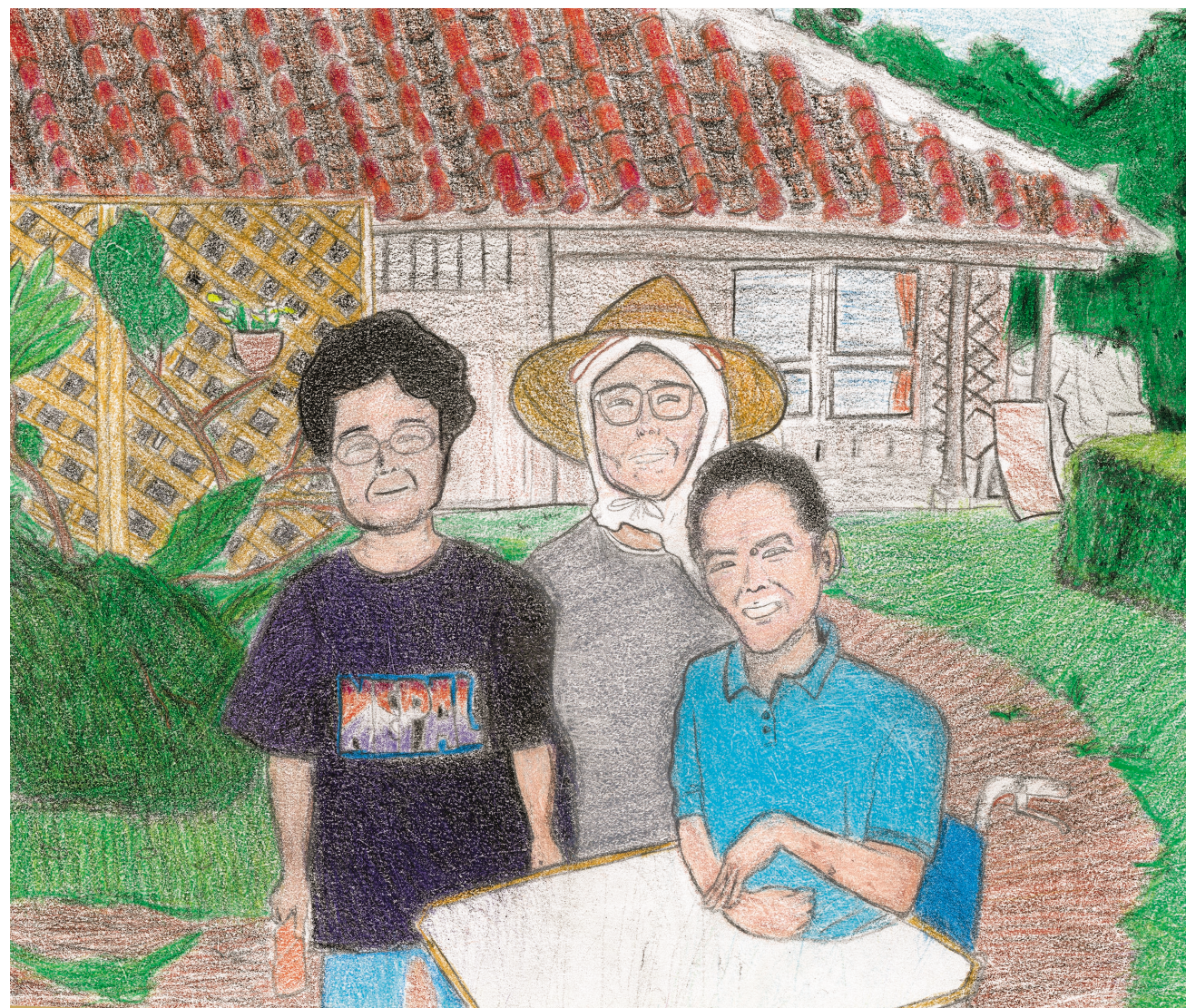


福祉情報 おきなわ

Vol.98
2004.11.1



『僕のとこ』仲田行雄さん(金武町・松原園)の作品

- 2 特集 移動を支えるサービスの新たな展開
3 社会福祉法人のチャレンジ「うるま福祉会」
5 沖縄県共同募金会より
6 市町村社協合併に向けて
7 介護実習普及センター「はあとふるケア」
8 ほっとニュースTopics

- 9 シリーズ活動最前線「あひるの会」
10 福祉人材研修センターだより
11 ソウェルクラブおきなわ
12 県民児協広報「ふくらしゃ」
14 インフォメーション

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として共同募金配分金を使用させていただいております。

編集・発行

沖縄県社会福祉協議会・沖縄県福祉人材研修センター・沖縄県民生委員児童委員協議会
〒903-8603 那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1(沖縄県総合福祉センター内) TEL.098-887-2000 FAX.098-887-2024
<http://www.okishakyo.or.jp/>

Information

福祉情報 おきなわ

Vol.98

ご寄付ありがとうございました。

照屋 寛孝 様	200,000 円
住友生命保険相互会社沖縄支社 御中	146,466 円
国際剛柔流空手道連盟 御中	500,000 円
沖縄タオル工業(株) 御中	50,000円
琉球総合ビル管理(株) 御中	1,000,000円
(株)沖縄タイムス社 御中	500,000円
九州納豆組合 御中	納豆1,160個
(株)タートル興発 御中「心のフェスタin沖縄」チケット50枚	
(資)沖縄実業 御中	ポータブルトイレ20台
医療法人 球陽会 御中「名嘉睦念の世界展」チケット300枚	
琉球放送(株) 御中	車イス100台
沖縄リコー(株)御中	OAペーパーB5 98枚
	OAペーパーB4 40枚

「県民福祉フォーラム」開催
福祉文化の創造を考える「県民福祉フォーラム」を左記のとおり開催します。詳しいお問合せは、沖縄県社協広報係まで。

▼日 時 十一月十四日(日)午後二時半～

▼場 所 沖縄県総合福祉センター ゆいホール

▼参加対象 県民どなたでも(入場無料)

▼内 容 Ⅱ ボランティア活動推進校の活動発表、活動実践者を招いてのパネルディスカッション

社会の風紀環境を考える 講演会開催

「社会の風紀環境を考える講演会」を左記のとおり開催します。当日は本県における婦人保護事業について県女性相談所所長の仲宗根氏が基調報告を行う他、性の健康教育について講演をしているカナダのメグ・ヒックリング氏を講師に迎え、記念講演を行います。

本講演会に関する問合せは、県社協総務部まで。

主催 沖縄県

沖縄県社会福祉協議会

日時 十一月十日(水)十九時開演

会場 Ⅱ パレット市民劇場

基調報告

仲宗根幸子氏(県女性相談所長)

記念講演

メグ・ヒックリング氏

演題 Ⅱ 「自分を大切にするための

性教育

性の健康について子どもとどう

話し合ったら いいのでしょうか」

入場料 無料

表紙の絵

タイトル：『僕のとこ』 制作者：仲田行雄さん(金武町・松原園)

身体障害者療護施設 松原園に入所してからリハビリを兼ねて絵に触れるようになった。下書きは職員に描いてもらい、色塗りを手がけている。描かれているのは仲田さん本人といこのヨシコさん、ナミコさん。背景は仲田さんの母親の家屋。

マヒのため手の可動域が限られている中、3ヶ月の期間をかけ完成させた。園では仲田さんの影響を受け、他の入所者もちぎり絵などを始めるようになった。居室には、温かな風合いの絵画が並ぶ。63歳になった今でも制作意欲は衰えない。

(取材・事務局)



特集 移動を支えるサービスの新たな展開

高齢者や障害者の移動手段（STS※左頁欄外参照）が注目を集めている。リフトバス運行による移送サービスや福祉タクシーが広く浸透していく一方、移動困難者にとっての交通や移動を支えるには、クリアすべき課題も多い。より快適な移動をどう保障していくのか。周辺を取材してきた。

非営利法人による有償運送が可能に

市町村社協やNPO等が実施する有償移送サービスは、高齢者や障害者などの移動を支える担い手としてすっかり定着してきた。平成十六年四月現在、全国で約二、四〇〇の団体（うち、社協二〇〇、市民活動団体一、三〇〇）が活動中である。

しかし、道路運送法ではタクシー事業者等の許可を得ずに自家用車を用いて有償運送を行うことはいわゆる「白タク行為」として禁じられている。有償で運送を行うことに対しては道路運送法に基づく許可が必要であり、その運用も市町村、社会福祉協議会など公的な機関以外が許可を得ることは困難な状況であった。

今年三月、国土交通省から有償移送サービスのガイドラインが示された。所

定の要件を満たすことを条件に、法的な許可を与えることとなった。今回、全国実施の対象となった「NPO等によるボランティア輸送としての有償運送」は、道路運送法第八十条に基づき、自家用車による有償運送を許可するものである。許可要件のポイントを整理すると下表のとおりとなる。

道路運送法第八十条の適用にて非営利法人が行う有償移送サービスの法的位置づけが明確化される一方、クリアすべき課題も少なくない。まず、有償運送の必要性等を協議する運営協議会については、県内ではまだ設置されておらず、許可申請ができない状況にある。また、住民グループなど法人格を持たない団体は法人格取得か公の機関の委託に切り替える必要がある（平成十八年三月までは猶予期間）。さらに、使用車輛が福祉車輛に限られていること、対象者に児童を含まないことなどの制約もある。

県社協では、運営協議会の早期設置に向けた県行政の取り組み強化について訴えているところである。運営協議会の設置については、単一自治体だけでなく、広域や県単位での設置も可能である。移動が広域にわたって保障されるべき性格を持つことから、県単位での設置を含め検討が必要である。

福祉タクシーの利用

リフトバスによる移送サービスの他に福祉タクシーの利用も普及してきた。県内には現在、福祉タクシーを運行する事業所が約三十あり、タクシー事業者や有限会社等の参入が多い。

福祉タクシーは出発地と目的地を直接結ぶ「ドア・ツー・ドア」のサービスが提供でき、土日や夜間、目的を選ばず利用

道路運送法第80条の有償運送許可要件のポイント（福祉有償運送）

1	運営協議会	有償運送の必要性、実施に際しての安全の確保および旅客の利便の確保に係る方策を協議。地方自治体が主宰。構成員は、地方自治体、地方運輸局、利用者代表、ボランティア団体、関係交通機関の代表等
2	運送主体	NPO法人、社会福祉法人、医療法人などを含む非営利法人
3	運送の対象	要支援・要介護者、身体・精神・知的障害者等で単独での公共交通機関利用が困難な者
4	使用車輛	リフト等特殊な設備またはリフトアップシート等の乗降を容易にするための措置を設けた自動車（福祉車輛）
5	運転手の要件	普通二種免許を有することが基本。これによりがたい場合は、一定期間運転免許停止処分のないこと、安全運転等にかかる講習を受講等、十分な能力及び経験を有していると認められること。
6	損害賠償	対人8000万円以上及び対物200万円以上の任意保険等に加入が必要
7	運送の対価	タクシーの上限運賃の概ね2分の1以下を目安に、運営協議会において判断。



県内でも普及が進む福祉タクシー〈提供（株）沖縄交通〉

那覇市の福祉タクシー事業者沖縄交通・山川総務課長は、「採算性の問題もあるが、安全性を重視し、安心できるサービスを提供したい」と強調した。また、「観光地のバリアフリー化も併せて検討していく必要がある」と、移動困難者の観光への配慮についても指摘した。

那覇市社協の取り組みから

那覇市社会福祉協議会では平成二年度より行政からの委託事業として「うまんちゅ号」というリフトバスを運行している。同社協の山城在宅福祉課長は「社協が移送サービスを実施していく中で利用者ニーズの掘り起こしにつながった」と話す。より生活に密着した場面で展開



那覇市社協の運行するリフト付バス「うまんちゅ号」

される移送サービスは利用者の生の声を聞く機会を提供してくれる。社協ではこれを利用者同士のネットワークの組織化や新規事業の開拓などに結びつけ、地域福祉の向上を図ってきた。今後の事業展開については「社協の特長を生かし、事業者や利用者を巻き込んだ『協議の場づくり』に取り組みたい」としている。

快適な交通の実現に向けて

STSの利便性を高めるにあたっては既存の交通機関、例えば路線バスの低床化やバス停周辺の環境整備も欠かせない要素となる。また、バス停から目的地までの福祉タクシーの利用など交通手段の組み合わせの視点も大切である。このほかにも各自治体の障害者計画や地域福祉計画に「福祉移送サービス」の充実を盛り込むことや、STS事業者同士のネットワークづくりなどの取り組みも必要となる。

「移動」は尊重されるべき個人の権利。ノーマライゼーションの実現にはその権利を保障することが必要不可欠である。どの経路をどの交通手段で移動するかを「選択できる」システムづくりが求められている。

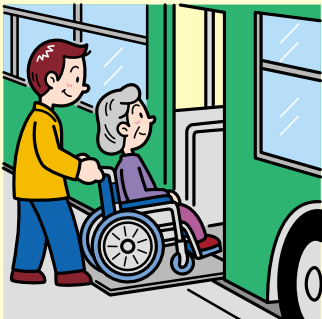


鍵言葉（キーワード）

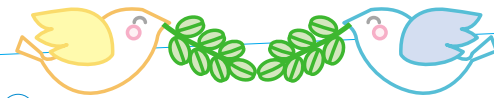
STSとは…

スペシャル・トランスポート・サービスの頭文字をとったもので、障害者や高齢者、妊産婦など移動が困難な方々を対象に、その人にあった移送を主とした移動サービス（システム）をさす。具体的には、リフトバスや福祉タクシー、低床バス、モノレールなどがある。

イギリスやスウェーデンなどの欧州各国では「移動」を市民権として保障し、STSの運行を義務化。STSにかかる費用の一部を公費から捻出し、気軽に利用できる公共交通システムを実現している。



あいがとうメッセージ



多くの人に感謝

社会福祉法人 国際福祉会（沖縄市）
配分金額 1,700,000円

美さと児童園は、共同募金配分でワゴン車を購入しました。購入したワゴン車は子どもたちの雨の日の登下校、スポーツ活動、その他園行事での移動用として使用し、子どもたちからも大変喜ばれています。善意をいただいた多くの人達をはじめ共同募金会に感謝すると共に購入したワゴン車を大切に使用したいと思います。

社会を明るくさせたい！

那覇保護区保護司会（那覇市）
配分金額 90,000円

那覇保護司会においては、毎年7月1日にその開始式の意味も含め「社明大会」を実施しています。同大会には市長をはじめ一般市民、各機関の関係者が多数参加し、意見発表や街頭パレードに積極的に参加し、みんなで「明るい社会づくり」に努力しています。



皆で楽しく活動しています。

ミニーズ（那覇市）
配分金額 20,000円

週1回のミニデイサービスでは楽しく散歩したり音楽を聴いたりしています。また、月1回の親子一緒にの外出は特に楽しみにしています。なかなか出かけることの出来ない場所へ行ってストレス解消もでき、また子どもの世話などに頑張れます。本当にありがとうございます。



赤い羽根あいがとう

精神障害者小規模作業所 やすらぎ（城辺町）
配分金額 160,000円

障害になってから宮古島を離れたことは何十年もありませんでしたが、今回共同募金配分金を受けて、沖縄本島で開催された県小規模作業所連合会スポレク大会に参加して多くの仲間と友情交流、社会体験をすることが出来ました。ありがとうございました。



共同募金はこのように使われています！
スローガン 地域の福祉、みんなで参加

沖縄県共同募金会
TEL.098-882-4353
FAX.098-882-4270

<http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubou/>



あなたの応援が、ここからはじまります。

www.akaihane.or.jp

ホームページで、赤い羽根共同募金の活動内容がわかります。
◎赤い羽根入門クラブ ◎子どもクラブ ◎社会貢献クラブ
◎運動統計 ◎インターネット赤い羽根募金 ほか
●寄付金には税制上の優遇措置があります。

社会福祉法人のチャレンジ
新たな社会福祉法人像の構築

「社会福祉法人 うるま福祉会」

一、法人・施設の概要

法人名 社会福祉法人うるま福祉会

理事長 高良 桂子

事業所名 昭和五十五年十二月八日
(厚生大臣認可)

施設長 玉の子保育園(定員九十名)

玉の子夜間保育園

(定員三十名)併設

建物 RC四階(地下一階)建て、

八三五㎡

住所 那覇市牧志二二一五

電話 連絡先：八六七三三二

二、事業の実践概要
〈事業名・事業内容〉

●休日保育…生後三ヵ月から就学前の児童で、休日(日曜日、祝日)等に、家庭保育が困難なため、保育を必要とする児童を対象に行う。

●延長保育…残業等による仕事の都合や家庭の事情等、緊急・一時的な理由等により、どうしてもお迎えの時間が遅れる場合を対象に行う。

●二時的保育…生後三ヵ月から就学前の児童で、二時的に保育が必要な方に保育

サービスを提供するもので、原則として登録制で行う。具体的には、非定期的保育(パート就労、職業訓練、就学等)により、週三日程度保育を必要とする児童)、緊急保育(傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の理由により、緊急・一時的に保育を必要とする児童、月十五日、私的理由により、二時的に保育を必要とする児童、週二日)

●夜間保育…通常は、午後二時から午後十時までの保育形態ですが、午前二時までの延長保育、又は午前九時から午後一時までの延長保育を行う。



三、実践に至った経緯と現状

玉の子保育園は、県内で一番に観光客も多く、賑やかな国際通りの大型百貨店に隣接する典型的な都市型の保育園である。商店街やサービス業に従事する関係者の子ども達も多く、夜遅くまで働く保護者からは、安心して預けられる

夜間の保育所が待望されていた。このような地域の期待に応えていくために、同法人では、いち早く特別保育事業を取り入れ、平成二年から延長保育を開始し、平成九年には県のモデル事業として夜間保育を開始した。平成十一年には老朽化に伴う施設の全面改築を行い、四階建てのモダンな建物となり、平成十二年四月から四階部分を玉の子夜間保育園(三十名定員)としての認可を受けた。夜中の午前二時まで保育を行う認可保育所では県内初(沖縄市の室川夜間保育園と二カ所)の夜間保育サービスを開始した。

特に都市地区においては夜間営業のお店等が増えており、夜遅くまで働かなければならない保護者にとっては、大変有難いサービスとなっている。一方、夜中に子育てに悩み育児不安を抱えた母親等からの電話相談を受けてアドバイスを行うこともあり、夜間の子育て相談室的な役割も果たしている。併せて、平成十二年十月から開始した休日保育は、利用者も多く、高い利用率を維持しており、多様化する沖縄の保育事情を反映していると言える。

四、今後の展望

都市化や核家族化が進行し、家庭や地域での子育て・養育力の低下が社会問

題化してきている中で、認可保育所の果たす役割や機能は、ますます重要となってきた。保護者への保育指導や地域の子育て支援センターとしての役割を担っていくことも期待されている。また、実習生や体験学習の学生等の受け入れも多く、乳幼児の保育の重要性、保育士の仕事内容等を理解させるための体験学習の場としてのニーズも高いものがある。玉の子保育園では社会福祉法人立の保育の専門施設として、都市地域における保育ニーズや市民の期待に応えていくためにも、これまで以上に、五十名余の職員が心を一つにして、日々の保育サービスの質の向上に努めつつ、より良い保育園経営を目指している。

五、今後の保育制度に思う

我が国では少子化の進行が深刻な課題となっている中で、国を挙げての子育て支援施策が急がれている。国では、公立保育所に引き続き、民間(社会福祉法人立)保育所運営費の一般財源化も進めようとしており、特に財政基盤の弱い本県では、危機的な状況に追い込まれることが危惧されている。今こそ、国と自治体が責任を持ち、子どもの育ちや権利を平等に保障する現行の保育制度を堅持・拡充していかなければならない。



シリーズ
市町村社協合併に向けて（８）

県内初の社協合併協解散

南風原町・東風平町・大里村・具志頭村社協合併協議会が、九月三〇日、法定協議会の解散に伴つて同協議会の解散を決議した。同協議会では、ほとんど協定項目の審議を終え、さらに合併後の地域福祉活動の指針として「新市社協基本構想・基本計画」を策定したばかり。合併調印を目前にして新社協への夢を膨らませていただけに、最後の合併協議会では、「法定協の解散でやむなく社協合併も解消となり非常に残念」「合併協議で培った相互信頼と協働の手法を、これからの財産にしよう」との意見が相次いだ。同協議会では、最後に「解散にあつての声明」を決議し、その幕を閉じた。



合併協議会看板の降納式

解散にあたっての声明

四町村社協合併協議会は、平成十五年十二月の合併協議会の立ち上げ以降、平成十七年四月の合併に向けて積極的に協議を重ねてまいりました。その間、合併方法、合併期日、新市社協名、新市社協事務所の位置、財産及び債務の取扱い等の基本的協定項目の他、新市社協の定款、役員の定数及び任期、職員の身分の取り扱い、組織・事務機構、財源・財務運営に関する事項等十六の協定事項を協議し、新市社協の基本構想・基本計画を策定するまでに至りました。

四町村社協合併協議会がここまで協議を進め、成果を挙げることが出来たのは、社協合併が、住民主体の共に生きる「福祉のまち」「福祉でまちづくり」を目指すものがあり、その理想実現のためには「小異を捨て大同につく」ことの重要性が四町村社協合併協議会委員の共通認識であったこと、そして四町村社協の事務局職員がそのことをよく理解して合併準備を進めてきたことによるものであります。

四町村社協の合併に向けて準備を進める中で、多くの成果をあげることが出来ました。その第二は、従来の町村社協の枠を超えて新市社協という広域的な地域福祉を構想できたこと。第二は、四町村という広域

的な視点から現在の町村社協の地域福祉活動を見直すことが出来たこと、第三に、合併協議や準備を通して各町村から選出された合併協議会委員と事務局職員の意識を変えたこと、第四に、新市社協の基本構想・基本計画を策定すること、小地域レベルからの福祉のまちづくりの重要性を確認し、職員の協働による地域福祉推進及び計画策定能力が高まったこと等、これからの地域福祉を推進する上で、社協の力量が著しく高まってまいりました。

四町村社協の合併を目前に控えて、行政の法定合併協議会が解散することになり、社協の合併協議会も解散のやむなきに至りました。合併後の新市においては、社協が中心になって「福祉のまちづくり」を進めたいと役職員「同意気込んでいただけに解散に至ったことは残念でなりません。

四町村社協の合併協議会の解散に当たり、改めて合併協議を通して得た成果を四町村社協合併協議会委員、社協関係者、職員が深く認識し、その成果を四町村社協の貴重な財産として、今後の社協活動、地域福祉活動に生かしていくことを決意し、ここに宣言する。

平成十六年九月三〇日

南風原町・東風平町・大里村・具志頭村
社協合併協議会

介護実習・普及センター
介護講座が海を渡る

八月二十六日(木)、伊江村農業開発センターにて伊江村の民生委員・ヘルパーを中心に地域介護教室が開催された。

介護技術を習得するだけではなく、福祉用具の普及も行ないながら、介護者の負担軽減と、楽しい介護ができる方法を伝えるなかで、受講者は終始和やかな雰囲気の中にも真剣に講義に聞き入っていた。

受講者からは、今後年に二、三回の講座を伊江島に出張して欲しい。離島なので：」と、お願いの声も聞かれ、本講座は無事終了した。



フェリーからタッチューに一礼



手だけ使うのではなく腰を使って



力量をあまり必要としない「技」を手本に



ちょっとしたこと

車いす（福祉用具）の開閉方法「やさしく使う方法として」

＜閉じる方法＞



<開く方法>



介護実習普及センター
はあとふるケア

介護実習普及センター

図1 (1-1)手の部分

にしながら下に押し

フットプレートの間に位置し、開いた時に体が車いすの中央になるように立つ。

車いすが開いた時、フットプレートにあたらないように少し後ろに位置する。

2-1) 手の部分
肘を伸ばしたまま、体全体を使って押すようにする。

図2のように開いた時、指の位置は内側に、両方の親指と人差し指が三角形をつくるように（3-1）銀色の棒の部分を押す。

***注意**
(指を内側にしないとはさみ込みが考えられ、打撲・骨折の原因となります。)

フットプレート(4-1)を上げ、サイドブレーキ(4-2)をかけて、中央部分のシートを両手で肘を伸ばしたまま持ち上げ、上半身を起こすように上げる。

最終的な姿勢。

（車いすへ福祉用具を大切に取扱うとして引き上げる時にゆっくり行う。）

【お問合せ】 沖縄県介護実習・普及センター 電話 (098) 882-1484

「法人合併後の新社協組織体制構築の指針②」は、次号に掲載します。

ほっと ニュース Topics

このコーナーでは地域の話題を紹介します。

No.97

地域で子育て

〜翁長幼児園の取り組みから

豊見城市で実施されている自治会幼児園が注目を集めている。自治会幼児園とは字の公民館等を利用して児童の保育を行うもの。戦前、幼稚園や保育所の機能を補完する形で県内各地に広がった。やがて幼稚園や保育所の整備が進むにつれ、その数は減少。現在、県内では実施している地域は数えるほどしかない。一方で、待機児童の問題を抱える自治体が増える中で、再度、自治会幼児園のスタイルが注目されるようになってきた。

翁長地区にある翁長幼児園(園長大城光盛氏)では二歳から四歳までの児童四十名を受け入れている。公民館を所せましと駆け回る園児の笑顔が印象的だ。保育士の当銘園江さんに話を伺った。

まず、自治会幼児園の特長については、「地域住民との深いかかわりあいを通して、住民が保育に参加しているという実感を共有できる。」とメリットをあげる。運営方針は役員会、住民総会で決定。



地域の中でいきいきと(翁長幼児園の園児たち)

安全性を高めるための公民館の施設改修に際しては自治会の役員と共に保護者会が協力して作業にあたる。要請や話し合いにすぐに対応する住民同士のネットワークが生かされている。

しかし、運営資金は保護者が支出する保育料のみ。よって、財政は慢性的に厳しい。それでも「保護者のニーズがある限り、低額でも充実したサービスを実施していきたい。」との思いは強い。また、公民館の使用に際しては、区の行事との調整も必要である。「園の運営は園長である自治会長の理解と協力によって成り立っている。無報酬ながら責任を伴う任務。自治会幼児園は待機児童の解消の二助を担っているだけに、行政や社協の積極的な関わり、支援が必要。」と強調した。

地域ぐるみの保育が評価される一方でその運営にはやはり苦労も多い。住民の自発的な活動を支援し、広げていく役割が社会に求められている。

在宅障害児地域療育活動支援 「あひるの会」



今回は、水泳を通して障害児の社会参加の機会を提供するボランティアグループ「あひるの会」(代表 酒井 洋さん)を訪れた。

「あひるの会(以下、会)」では毎週土曜日、浦添市内のプールで障害児とその保護者を対象に水泳教室を実施している。活動がスタートしたのは九一年の五月。当時、那覇市療育センターを利用する障害児の親たちが、「子どもたちが活動する場が必要」と要請したのがきっかけである。同センターで理学療法士を務める酒井さんをはじめ、保育士、水泳指導員など数名によって会を結成。当時注目を集めていた水泳による機能訓練を通じて障害児が活動する場の提供を開始した。以後、十三年間ボランティアを継続して行っている。

活動を続けていくなかで、親子同士のスキルアップを通じた交流やレクリエーションの効用を実感。訓練的な要素を排して子どもたちが楽しく過ごせる場づくりを心がけている。会では障害区分や

程度を問わず、加入を希望する親子を随時受け入れ、今では中南部の市町村から毎週約二十組の親子がプールに訪れる。

『あひるの会』という名前には、「水面に浮かぶアヒルが水面下では必死に足漕ぎをしている様に、じっとして見える障害児も自分の中でちゃんと刺激を受けている。」とのメッセージがこめられている。活動ではそれぞれの親子が楽しい時間を共有し、喜びに包まれているのを感じた。

今後の展開について酒井さんは、「今後の活動を続けていくだけ。開始当初から、障害児の社会参加の場が地域に広がれば、自分たちの役目は終わってもいいと考えてきた。でも、まだまだ不足している。行政、社会の協力支援が必要。」と強調した。



また、今年からNPOとの協働で障害者への水泳指導員の養成に乗り出している。「障害児者への水泳指導にはやはり特別な知識と技術経験が必要。それらを習得した人材が増えれば地域への広がりも期待できる。」と酒井さん。障害の有無に関わらず、子どもは集い、楽しめる場が必要だ。会の活動は社会に向け確かなメッセージを発している。

連絡先▼那覇市鏡原町一〇四〇

〇九八八五八一五二〇六

介護予防でいきいきライフ 〜城辺町・日常生活訓練室

城辺町社会福祉センター内の「日常生活訓練室」に昨年四月からトレーニング機器が設置され、運動プログラムがスタートし、町民から好評を得ている。

同訓練室は高齢者の寝たきりの未然防止に主眼を置き、歩行機能の維持強化を図る目的で設置されたもので、財団法人自治総合センターのまちづくり助成事業による五百万円の助成を受け、施設目的と合致したトレーニング機器、機材が導入されている。

また、開設と同時に資格をもった専門の職員を配置した。トレーナーの和田



最新機器でトレーニングに励む利用者

芳勝さんは大学で専門知識を学んだトレーニングのスペシャリスト。訓練室では、利用者一人ひとりに個別プログラムを作成、コミュニケーションを図りながら、丁寧に指導・相談にあたる。「楽しみながら続けていけるようなメニューを意識しています。」と和田さん。スポーツ練習のような「キツイ」トレーニングではなく、負荷をかけすぎずに継続して行えるような安全安心の環境作りを心がけている。

訓練室には、四十代から九十代の利用者が日平均二十人あまり訪れる。福祉センターに併設されている生きがい型のデイサービスの利用者も多い。

利用対象は四十代からということもあり、これから高齢者になる中年層の健康に対する意識啓発にも役立っている。利用者からは「健康診断の検査数値が良くなった」と喜ぶ声も聞かれる。運動を取り入れた生活習慣を継続していくことで介護予防の効果が着実に発揮されていくものと思われる。

現在、検討が進む介護保険制度の見直しでは、軽度の要介護者の「介護給付」を「新・予防給付」へ切り替える方向性が模索されている。城辺町での介護予防の取り組みは今後ますます注目されるだろう。

安心を支えます ボランティア活動保険 ボランティア活動中のケガや賠償事故を幅広く補償!

特長

- 宿泊を伴う活動もOK
- 防災・災害のボランティア活動もOK
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症もOK
- 天災(地震等)によるケガもOK
(天災タイプ加入の場合)

掛 金	
Aプラン	300円
Cプラン	700円
Bプラン	500円

天災危険補償プランもあります。



ボランティア行事用保険

ボランティア行事に参加中のケガや賠償事故を補償!

福祉サービス総合補償

介護保険サービス・地域サービスなどの活動中のケガや賠償事故を補償!

送迎サービス補償

送迎サービス中の交通事故や搭乗中のケガなどを補償!



お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ
団体契約者 全国社会福祉協議会
この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL.03-3581-4667 FAX.03-3581-4763 <http://www.fukushihoken.co.jp>

ソウエルクラブ おきなわ Sowel CLUB

社会福祉の職場を魅力あるものとするために、経営者の皆さんが力を合わせて作り上げたのが、福利厚生を行うソウエルクラブ（福利厚生センター）です。

**16年度
新規会員募集中**
沖縄県の加入者3,370人です。
全国の加入者は166,000人突破！！

会員数の増加に伴って、サービスメニューは3倍の**38種類に拡充！**（1人1万円の掛け金はそのまま）

職員の余暇活用のために

- 指定保養所 厚生年金宿泊施設等全国に273ヶ所
ソウエルクラブから会員1人泊2,500円の助成
利用回数の制限なし
 - 海外リフレッシュツアー
連休を活用した格安な短期海外ツアー
 - クラブサークル活動支援
1人当たり 1,000円
 - テーマパーク
 - 国内海外旅行
 - レンタカー
- 割引料金で

会員の声を反映した地域に密着した事業

- 会員交流事業
各都道府県単位で催される会員交流事業
（旅行、観劇、保養施設）に格安な費用で参加

職員の資質向上のために

- 海外研修
老人、児童、障害の3分野に分けた専門的な研修
 - 講習会
・広報講習会
・レクリーダー
・養成講習会
・接遇講習会
・パソコン講習会
- 受講料及び
教材費無料

職員の生活サポート

- 住宅ローン 最高5,000万円
- 特別資金ローン 無担保で最高300万円
- クレジットカード
初年度カード会費無料、2年度以降1,000円引き

職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
30歳以上の会員に対し、検査項目に応じて、原則として1人当たり2,830円～4,120円（乳ガン、子宮ガン検診を受診された場合は4,940円）を助成
- 健康生活用品給付
全会員に毎年度、健康関連用品（17品目の中から希望する1品）を贈呈
- スポーツクラブ
全国742ヶ所のスポーツクラブを会員料金で利用
- 電話健康医療相談
通話料・相談料無料

職員の慶事のお祝いに

- 結婚祝 1人当たり 10,000円の商品券
- 出産祝 1世帯当り 10,000円の商品券
- 入学祝 1人当たり 5,000円の商品券
- 資格取得記念品
（介護福祉士・社会福祉主事等）
1資格当り 5,000円相当の記念品
- 永年勤続記念品
1人当り5,000円～68,000円相当の記念品
勤続満5年から30年まで5年刻みで贈呈

職員の万一の際に

- 会員の死亡弔慰金 60万円
就業中・通勤時の事故による場合、3倍の180万円
- 会員の配偶者の死亡弔慰金 10万円
- 会員の入院手術見舞金
就業中・通勤時の事故による場合、1日につき1,000円（事故の日から180日まで）
- 災害見舞金 1法人20万円、1人1万円



福祉の仕事に興味をもっている方や福祉の仕事に就くようとする方を対象にした「福祉の就職総合フェア2004」が、九月十五日（水）に沖縄コンベンションセンター会議棟で開催されました。社会福祉施設・団体等の職員との直接面談、福祉の職場や各種資格の提供、沖縄県福祉人材研修センターへの登録などに県内外各地から約五百人の参加がありました。

老人福祉施設・身体障害者施設・知的障害者施設・保育園・社会福祉協議会など二十九の参加事業所の施設団体コーナーにおいては、採用を前提とした求人面談を行い、また参加者からは面接者に「職場の雰囲気や、求められる人材とは」といった質問をしていました。

沖縄県社会福祉士会など有資格者五団体の「福祉関連職能団体コーナー」においては、資格の取得方法、就

職先、実際の業務内容等の情報提供がありました。

総合相談コーナーにおいては、沖縄県看護協会、那覇公共職業安定所、沖縄公共職業安定所、沖縄県福祉人材研修センター、名護市福祉人材バンクによる求人情報、福祉の資格取得のための講座の情報提供などがありました。

参加者からは「いろいろな施設や有資格団体の方々から意見や就職活動についてのアドバイスを聞くことができ勉強になった」「丁寧な受け答えで相談しやすいかった」などの意見がありました。

福祉の職場面談会は来年の二月九日（水）にも開催する予定です。これは、福祉の職場に就職を希望する人はもちろん、今年度三月に卒業を控えた学生に対しても就職活動の機会となるので、多くの一般、学生の方また、事業所に参加してもらいたいと思います。今回ご協力をいただいた各施設・団体の皆さんありがとうございました。



沖縄県福祉人材研修センターだより 福祉の職場説明・面接会「福祉の就職総合フェア2004」開催



「福祉の仕事ガイドブック」「社会福祉施設等養成校ガイド」など新しくなりました。

ご好評いただいております「仕事ガイドブック」「施設等ガイド」人研センターフリーレットが新しくなりました。この仕事ガイドブックは福祉関係の資格取得方法や県内で活躍している有資格者へのインタビュー、就職活動のポイントなどを掲載。また、施設ガイドには各施設のPR、職員構成や福祉の仕事へ就く方へ望むことなど情報満載です。



パソコン講習会
スキル向上、仕事でも活用

インターネットの利用で、パソコンが身近になってきました。そこで、ソウエルクラブおきなわでは会員の皆様に技術を習得し、更に活用していただくため、九月二十四日、二十五日の二日間、パソコン講習会を行いました。

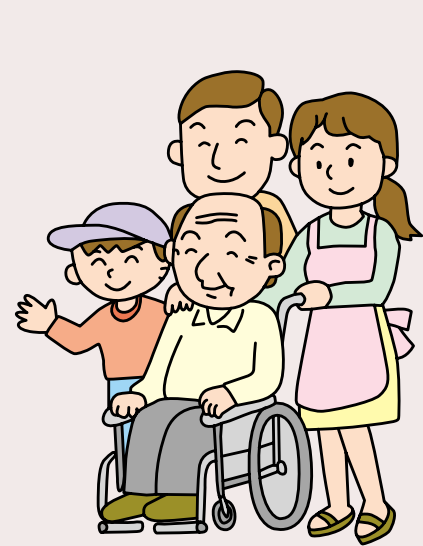
日頃、疑問に思っていた事や専門的な技術が学べるということでたくさんの方の申込みのなかから抽選で選ばれた四十人がWord・Excel部門、Access部門に分かれ受講しました。受講者からは、「普段、自己流で使っていたので、あやふやに行っていた部分が確認できた。」「親切、ていねいで、すぐに業務に活用できそうな事柄をじっくり教わるのができたので、とても良かったです。」などの声があり、たいへん実りのある講習会でした。

引き継ぎのポイント

1 福祉票などは、退任前までに点検を行い、最新の情報が反映されているようにし、新任の民生委員・児童委員が、すぐに活動できるようにしておきましょう。

2 単に書類を引き継ぐだけでなく、それまでの活動の経験に基づき、きめ細やかな状況・動向も引き継ぎましょう。ただし、常

民生委員・児童委員の新旧交代に際しては、地域住民への支援が途切れることがないよう、円滑に引き継ぎが行われることが何より大切です。



に客観的な情報を伝えるよう留意しましょう。

3 民生委員・児童委員活動に必要な住民のプライバシーに関わることは引き継ぎません。

4 初めのうち新任の民生委員・児童委員は、どう活動してよいかよく分からない状態です。活動の内容をできるだけ具体的に説明し、民生委員・児童委員の範囲や心構えなどについて、アドバイスをしてあげましょう。

5 新任の民生委員・児童委員と一緒に、支援している地域住民宅を訪問したりあるいは自治会などの集まりに出席したりして、新任の民生委員・児童委員を紹介し、引き継ぎ後、新任の民生委員・児童委員が円滑に活動できる環境を整えましょう。

6 引き継ぐべきことは、住人との信頼関係です。一朝一夕にはできないことです。退任しても、後任の民生委員・児童委員が相談に来たら、アドバイスするなど、サポートしてあげましょう。

7 交替の予定がない民生委員・児童委員でも、この一斉改選の機会に諸票を整理してみると、現在の状況を客観的に把握できて、自分の活動に役立ちます。ぜひ、一度整理してみてください。

引き継ぎチェックリスト(参考例*地域により異なります)

項目	チェック欄
1. 活動記録	☐
(1) 11月までの記録が記入されているか?	☐
(2) 11月までの記録が提出されているか?	☐
2. 福祉票	☐
(1) 最新の状況が記載されているか?	☐
(2) 当該世帯等に関する状況、活動内容の的確な説明がされているか?	☐
3. 生活福祉資金借受世帯援助記録表	☐
(1) 最新の状況が記載されているか?	☐
(2) 当該世帯等に関する状況、活動内容の的確な説明がされているか?	☐
4. 所持品	☐
(1) 民生委員・児童委員バッジ	☐
(2) 門標	☐
(3) 身分証明書	☐
(4) 民生委員・児童委員のひろば	☐
(5) その他、民児協・行政・社協等から配布された関係資料等	☐
5. 活動の引き継ぎ	☐
(1) 担当地区内の支援を行っている住民等への引き継ぎ	☐
(2) 担当区域内の自治会等関係団体・組織への引き継ぎ	☐

(民生委員児童委員ひろばより)

一斉改選にむけての 引継ぎの準備を考える

念を胸に、県民福祉の向上に多大な御尽力をいただいていることに対し心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。退任後も地域における福祉の担い手としてお力添えいただき、後輩の委員への良き理解者・協力者としてご指導・ご鞭撻を宜しくお願いいたします。

終わりに、心豊かに安心して暮らせる福祉社会の実現と皆様の御健勝を祈念しまして、はなむけの言葉といたします。



県民児協
広報情報誌
—第4号—



～暮らしに福をもたらす人～

沖縄県民生委員児童委員協議会
事務所／沖縄県総合福祉センター
連絡先／TEL. (098) 882-5813
FAX. (098) 882-5814

民生委員児童委員 活動をふりかえって

沖縄県民生委員児童委員協議会



副会長 城間 正孝

平成元年十二月一日づけ民生委員児童委員に委嘱されて、五期十五年もうすぐ定年を迎えようとしております。

その間、民生委員の方々と多くの関係者のみなさんにご指導・ご鞭撻をいただくとともにご迷惑もかけてきました。まずはお礼とお詫びを申し上げます。

真和志第一民児協会長、那覇市民児連の事務局長、会長並びに県民児協副会長をさせていただき、担当地域の皆さんをはじめ関係者に対し、ほんとうにそれでよかったのかと、内心忸怩(じくじ)たるものがあります。

本稿依頼を受け僭越ではありますが、那覇市における活動等を紹介させていただくとともに、感想を少し申し上げます。

那覇市は、未だかつて定員を満たしたことがありません(定員四百二十九名、欠員二十四名)市・社協、民児連の担当者が、新聞社・県庁・県警本部・教育委員会等を廻り推薦方について協力依頼しました。

また、リーダー養成のために、実務研修制度を設置、輪番制で月一回(十時～十六時)事務局に出勤し、定例会、その他の会議、研修会等にも

参加。更に二十八名のメンバーを四班に分けてチームを設定、毎月自主研修を実施し、その報告会も開催しております。

五月の民生委員児童委員の日には、活動パネル展を市役所ロビーで開催、市民の方々からのアンケートも頂戴しております。

自主財源確保のために、チャリティーボリングは毎年・芸能チャリティーを三年毎に開催してきました。

これらの活動ができたのもひとえに役員、委員の方々ならびに関係機関の並々ならぬご尽力の賜物と厚く感謝申し上げます。

これからの民生委員児童委員活動は、民児協内のネットワークづくりが最も肝要で、チームプレーも大事。と同時に民生委員のご家族のご協力も忘れてはいけなのではないでしょうか。

対象者が何でも相談できる民生委員児童委員、そして、元氣を出してくださるような相談支援活動が、できたらいいと思う今日この頃であります。

民生委員児童委員をさせてもらって本当によかった。自分の人生にとって素晴らしい貴重な体験になりました。深く感謝するのみであります。

ご芳情誠にありがとうございます。

はなむけのことば
～退任される委員のみなさまへ～

沖縄県民生委員児童委員協議会
会長 上間 幸弘

今年、三年に一度の改選期を迎え、長年にわたる民生委員・児童委員としてご尽力された諸先

輩方の新たな門出の年となりました。

ご承知のとおり、本県における民生委員児童委員制度は、昭和二年の方面委員制度の施行にはじまり今年度で七十七年目を数えております。

その間、戦後二十七年間の本土との施政権分離により民生委員法が適用されない中において、本県独自の福祉委員制度の制定により民生委員・児童委員活動を切れ目なく展開された苦難の時期もございました。

このような社会経済情勢の変動の下、急速な人口の高齢化や核家族化による家庭機能の低下、生活意識の変容等により、年々複雑多様化する福祉需要に対応し、国民の福祉向上を図るために、社会福祉に関する公的施策とあいまって、地域の実情に応じた創意と工夫の下に展開される地域福祉活動を「層充実強化」することが求められ、民生委員・児童委員の果たすべき役割は層増大してまいりました。

一方、平成六年には、子どもや家庭問題が多様化し、児童委員活動のさらなる推進を図ることを目的に主任児童委員が委嘱され、平成十三年には複数配置制が実施されました。

また、平成十二年度の社会福祉基礎構造改革では民生委員法も一部改正され、民生委員は住民の立場に立つて、地域での相談・援助活動を推進していくことが明確に規定されたことや、児童福祉法では、児童委員について保護を必要とする児童等の発見や関係機関への連絡通報などの役割を適切に行うことができるよう改正がなされました。

こうした中、民生委員・児童委員の皆様には、日頃から社会奉仕の精神と人権尊重の理